

鳥取県告示第792号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成20年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

大江第三地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱16号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町大江字中谷下モ分505地先道路敷	1号
八頭郡八頭町大江字首タワ1891	2号
八頭郡八頭町大江字紙屋谷口上エ1910	3号
八頭郡八頭町大江字紙屋谷口上エ1911	4号
八頭郡八頭町大江字荒神ノ元276-1	5号
八頭郡八頭町大江字荒神ノ元273地先道路敷	6号
八頭郡八頭町大江字岡233	7号
八頭郡八頭町大江字岡230地先水路敷	8号
八頭郡八頭町大江字紙屋谷口上エ1906	9号
八頭郡八頭町大江字田中土居462	10号
八頭郡八頭町大江字田中土居481	11号
八頭郡八頭町大江字田中土居488	12号
八頭郡八頭町大江字朽谷土居835地先水路敷	13号
八頭郡八頭町大江字朽谷土居830	14号
八頭郡八頭町大江字朽谷土居799	15号
八頭郡八頭町大江字神山下モ分1712	16号